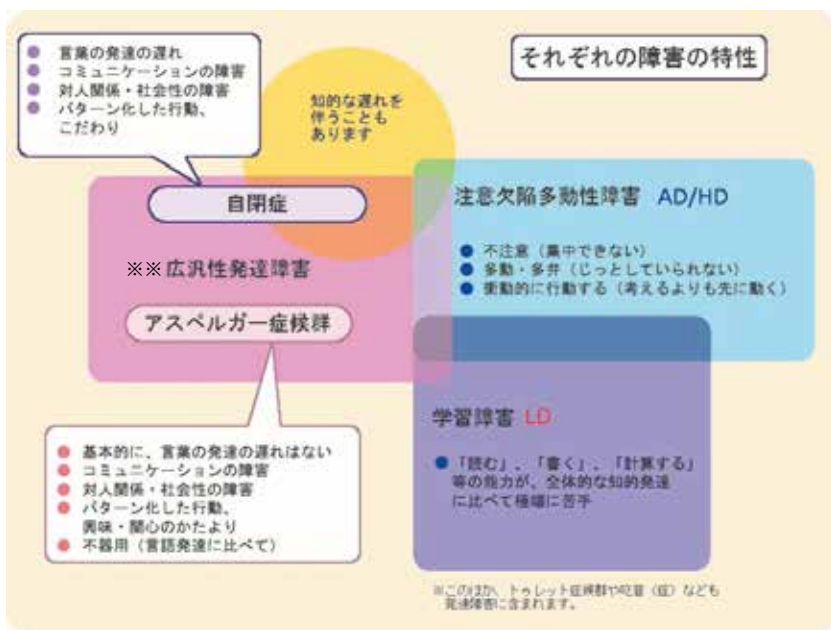


もしかして、発達障害？ ～発達障害って何だろう？～

「発達障害」は、胎生期を含めた発達期にさまざまな問題が作用して脳の機能に障害が生じた結果、認知・言語・社会性及び運動などの機能の獲得につまずき、発達に特徴が現れるものです。

以前は、知的障害を伴わない発達障害の方が、障害福祉サービスを利用することは難しく、「制度の谷間」などと言われていましたが、平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行されたことにより、「自閉症・アスペルガー症候群などの広汎性発達障害」「学習障害(LD)」「注意欠陥多動性障害(AD/HD)」などの方々も支援の対象となりました。

参考 発達障害者支援法における発達障害の定義



出典：発達障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）ホームページ
※※広汎性発達障害、自閉症、アスペルガー症候群は、いずれも自閉スペクトラム症と呼ばれることがあります。

仙台市では、発達障害者支援法の対象以外の知的障害のある方も含めて、広く支援対象としています。お子さんの発達に関する専門的な相談は、児童発達支援センター（乳幼児期を対象）、発達相談支援センター「アーチル」（全年齢を対象）で受け付けています。（→ P15）